

南国市地方創生移住支援金交付要綱

令和元年7月16日告示第 49号

令和2年7月28日告示第129号

令和3年7月12日告示第123号

令和4年9月 6日告示第146号

令和5年3月 9日告示第 17号

令和5年7月14日告示第106号

令和7年4月 1日告示第 47号

令和7年8月12日告示第142号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市への移住・定住の促進及び地域経済の活性化を図るため、南国市に移住して、就業、テレワーク又は起業を行う者に対して、南国市地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、南国市に移住した者であって、別表1の部の要件を満たし、かつ、2の部、3の部、4の部又は5の部の要件に該当する者（世帯員が複数である場合にあっては、6の部の要件に該当する者に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者（2人以上の世帯については、世帯員を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(支援金額)

第3条 支援金の額は、単身世帯については60万円、2人以上の世帯については100万円に18歳未満の世帯員1人につき100万円を上限として加算した額

とし、予算の範囲内で交付する。

（支援金の交付申請）

第4条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、南国市地方創生移住支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（支援金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは支援金の交付を決定し南国市地方創生移住支援金交付決定兼支援金額確定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは南国市地方創生移住支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした支援対象者に通知するものとする。

（支援金の交付請求及び交付）

第6条 前条の規定による支援金の交付の決定を受けた支援対象者（以下「受給決定者」という。）は、南国市地方創生移住支援金交付請求書（様式第4号）により、市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第7条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の交付の決定を取り消し、南国市地方創生移住支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により受給決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき 全額
- (2) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当するとき 全額
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき 市長が必要と認める額
- (4) 第4条の規定による支援金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）から3年以上5年以内に南国市から転出したとき 半額
- (5) 交付申請日から3年未満に南国市から転出したとき 全額
- (6) 交付申請日から1年以内に別表2の部の要件に係る職を辞したとき 全額
- (7) 高知県地方創生移住支援事業等実施要領（平成31年4月1日高知県制定）

第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」とい

う。)の交付の決定を取り消されたとき 全額

- (8) 第11条の規定による書類の提出若しくは報告の求め又は必要な調査に応じなかったとき 全額

(支援金の交付決定の取消しの免除)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、支援金の交付の決定の取消しを免除するものとする。

- (1) 前条第4号又は第5号に該当する受給決定者のうち、交付申請日から1年以上南国市に居住するものが、あらかじめ転出届(様式第6号)により市長に届け出て、高知県内の他の市町村に転出するとき。
- (2) 前号の規定により高知県内の他の市町村に転出した受給決定者が、あらかじめ転出届(様式第6号)により市長に届け出て、さらに当該市町村以外の高知県内の他の市町村に転出するとき。
- (3) 前条第4号又は第5号に該当する受給決定者が、あらかじめ研修等一時転出証明書(様式第7号)を市長に提出したうえで、1年以内の研修等で他の市区町村に転出する場合で、研修等終了後に転出前の就業先で勤務する予定であるとき。
- (4) その他就業先の倒産、災害、本人の病気等のやむを得ない事情があると市長が認めるとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

(転出の報告等)

第10条 受給決定者は、第7条第4号から第7号までのいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。ただし、第8条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 第8条第1号の規定による届出をした受給決定者は、交付申請日から起算して5年を経過する日までの間、毎年3月1日から3月31日までの間に、現況届(様式第8号)を市長に届け出なければならない。ただし、転出日が3月1日から3月31日までの間の場合は、当該転出日の属する年に係る届出は不要とする。

(調査等)

第 11 条 市長は、支援金に係る事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、受給決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができ、受給決定者は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された支援金については、第 7 条から第 11 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和 2 年告示第 129 号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(南国市での居住に関する要件に係る特例)

2 この要綱による改正後の南国市地方創生移住支援金交付要綱別表南国市での居住に関する要件の項中「居住期間」とあるのを「居住期間（令和 2 年 3 月 16 日からこの要綱の施行の日までの期間を除く。）」と読み替えた場合に支援対象者となるものは、支援対象者とみなす。

附 則 (令和 3 年告示第 123 号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(移住等に関する要件に係る経過措置)

2 この要綱による改正後の南国市地方創生移住支援金交付要綱別表 1 の部(1)の項の備考の規定は、南国市に令和 3 年 3 月 10 日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

(就業等に関する要件に係る経過措置)

3 この要綱による改正後の南国市地方創生移住支援金交付要綱別表 2 の部(2)の項及び 3 の部の要件は、南国市に令和 3 年 4 月 1 日以降に転入した者について適

用する。

附 則（令和４年告示第１４６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第３条、別表及び様式第１号の規定は、南国市に令和４年４月１日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年告示第１７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第３条及び様式第１号の規定は、南国市に令和５年４月１日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年告示第１０６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、南国市に令和５年４月１日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和７年告示第４７号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表及び様式第１号の規定は、南国市に令和７年４月１日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和７年告示第１４２号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南国市地方創生移住支援金交付要綱の規定は、南国市に令和7年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。